

結婚新生活支援補助金 補助対象要件フローチャート

◆令和8年1月1日から令和9年2月28日までの間に婚姻届等を提出している

非該当

◆婚姻日等において、お二人の年齢が39歳以下である

非該当

◆令和7年分のお二人の所得の合計が500万円未満である（貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を所得から控除）

非該当

◆お二人いずれも、市長が適当と認める講座等の受講をしている

非該当

◆お二人のうちいずれかが、申請日において、申請に係る住宅に住民登録している（する）

要確認

住宅取得・リフォーム・引越し

- ◆婚姻日等から遡って過去1年以降に契約をしている（引越しに係る住宅は除く）
- ◆お二人のうちいずれかのご名義である

住宅の賃借

- ◆婚姻日等から遡って過去1年以降に契約をしている
- ◆お二人のうちいずれかのご名義である

名義が異なる場合は非該当

1年以上前に契約している場合は要確認

非該当

非該当

◆住宅を新築・購入・リフォームした場合、国や県の補助制度を受けていない（リフォームにおいては契約が別かつ工期が別である場合は併用が可能）

◆水戸市移住支援金等を受けていない（首都圏から移住し、特定の企業に勤務している方が対象）

非該当

◆お二人とも、水戸市の市税に滞納がなく、暴力団関係者でない

非該当

◆申請する費用は、令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に支払った住宅の取得費用・リフォーム費用・賃借費用・引越し費用（業者に支払ったもの）である

非該当

→ はい

→ いいえ